

新たに農業を始めたい

農業次世代人材投資事業(国)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

次世代を担う農業者となることを志す方を支援します。準備型と経営開始型の2つの支援タイプがあります。

対象者は？

- (1) 準備型…就農予定時の年齢が原則50歳未満の方が対象です。
- (2) 経営開始型…独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の方が対象です。

どのような事業内容？

- (1) 準備型…次世代を担う農業者となることを目指し、県立農業大学校等の農業経営者育成教育機関等で就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける場合、原則として50歳未満で就農する者に対し、年間150万円を最長2年間交付。
- (2) 経営開始型…次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置付けられ、原則として50歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、市を通じて、年間最大150万円を最長5年間交付。

どのような手続をするの？

- (1) 準備型…公益社団法人岩手県農業公社で手続を行っているの、担当課にお問い合わせください。
- (2) 経営開始型
 - ①担当課に相談
 - ②計画書の提出
 - ③交付の申請
 - ④資金の交付

資金交付要件

- 1 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農(※)を目指すこと
※ 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は法人の共同経営者になること
・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること
- 3 都道府県が認めた研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと
- 6 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること
- 7 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること

交付対象の特例

国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する。

返還について

次に該当した場合、交付金を返還しなくてはなりません。

- 1 適切な研修を行っていない場合
・交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
- 2 研修終了後※1年以内に原則50歳未満で就農をしなかった場合
※ 準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後。
- 3 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合
- 5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

資金交付要件

- 1 独立・自営就農時年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農であること
親元に就農する場合であっても、以下の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営(独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい。)を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。
・自ら作成した青年等就農計画等に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの
 - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
 - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
- 3 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること
・独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- 4 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市長に認められること
- 5 人・農地プランに位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 6 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること
- 7 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けられない。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
- 8 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること
- 9 前年の所得が600万円以下であること

交付対象の特例

- 1 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を交付する。
- 2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。

交付停止

次に該当した場合、交付が停止になります。

- 1 資金を除く本人の前年の所得が350万円を超えた場合
- 2 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合
- 3 交付3年目を迎える時点で行われる中間評価において、重点的な指導を実施しても経営の改善が見込みがたいと判断された場合

返還について

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、農業を続けなかった場合、交付金を返還しなくてはなりません。